

## 岩美町障害者手帳交付診断書料助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、身体若しくは精神の障がいのある者（以下「障がい者」という。）の身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付申請に必要な医師の診断書に要した費用（以下「診断書料」という。）について助成金を交付することで、障がい者の福祉向上を図ることを目的とする。

### (助成対象者)

第2条 助成対象者は、岩美町内に居住し、市町村民税が課されていない世帯に属する者で、身体障害者福祉法施行令（昭和25年法律第283号）第15条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により、新規に手帳の交付申請を行う者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく被保護者は除くものとする。

2 前項の市町村民税の課税の判断にあたって、当該年度の4月から6月については、前年度の課税状況をもとに判定するものとする。

### (助成金の額)

第3条 助成金の額は、診断書料の全額とする。

### (助成の方法)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、岩美町障害者手帳交付診断書料助成金請求書（様式第1号）に医療機関の領収書を添えて町長に提出するものとする。

2 前項の請求は、診断書の作成日から起算して3ヶ月以内に行ななければならない。

### (助成金の交付決定等)

第5条 町長は、前条の規定により請求書等の提出があったときは、内容を審査し、岩美町障害者手帳交付診断書料助成金支給

決定通知書（様式第2号）により通知し、助成金を支払うものとする。

（雑則）

第6条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成31年3月31日限り、その効力を失う。